

参考様式4

門崎地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	令和3年3月25日	-
対象地区名(地区内の集落名)		
門崎地区(千手堂、布佐、妻神、針山、銚子、神平、官紅、舘萩、所萱)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	272.90	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	237.20	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	59.10	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.50	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	27.00	ha
④ 地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	48.80	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>門崎地区の田は、基盤整備事業が完了したエリアは中心経営体である法人1経営体へ集積が図られているが、基盤整備事業実施エリア以外の田は小区画・急傾斜等で耕作条件が悪い田が多いため、どのようにして中心経営体に集積させるかが課題である。</p> <p>畑については全体の54%の面積を有しているが、田にもまして小区画・急傾斜地等で耕作条件が悪く、さらに進入路もなく機械が入れない状況である。また、中心経営体である法人1経営体が進行的な取り組みを行っているものの、多くの畑については作付け作物の選定や中心経営体へどのように集積を図るかの活用方法が明確になっておらず、さらには継続した維持管理をどのように図っていくかということが特に大きな課題となっている。</p>

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>千手堂、布佐、妻神、針山、神平、官紅集落の農地利用は、基盤整備事業完了分の田については中心経営体である法人1経営体が担うほか、基盤整備事業以外の田及び畑は中心経営体である認定農業者や基本構想到達者により対応していくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>銚子集落の農地利用は、基盤整備事業完了分の田については中心経営体である法人1経営体が担うほか、畑は中心経営体である1法人を中心に、基盤整備事業以外の田は基本構想到達予定者により対応していくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>舘萩、所萱集落の農地利用は、田は基盤整備事業の実施エリア以外であることから、中心経営体の認定農業者及び育成予定者が担い、畑利用についても中心経営体である認定農業者及び育成予定者が担っていくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	<p>基盤整備事業実施エリアは、経営農地の集約化を目指して中心経営体へ農地の機構への貸し付けを進めているが、相続等の諸事情により機構への貸し付けがなされていない農地所有者などの農地や、基盤整備事業エリア外の農地についても活用に向けてた取り組みを行い、今後貸し出しを進めていく。</p>
(2) 新規・特産化作物の導入	<p>米、麦等の土地利用型作物以外に、法人1経営体を中心に収益性の高い園芸作物の生産、特産加工に向けた作物の生産に取り組む。</p>
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	<p>多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、中山間部の耕作放棄地の状況調査を実施し、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。</p>
(4) 鳥獣被害防止対策の取組	<p>地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	6 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	2 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	66.40 ha	272.90 ha	24 %
今後	115.20 ha	272.90 ha	42 %